



NO. 158 (通号 249号)
令和3年5月号

くらしのフレッシュ便

相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況等が異なれば、解決内容も違ってきます。)

〈相談内容〉

新生活！若者を狙うマルチ商法に注意！

大学の先輩から副業に興味はないかと訊かれ、その場でテレビ電話を見せられた。テレビ電話で副業について説明があり、海外のオンラインカジノを日本に広める事業で「人を増やせば紹介料がもらえる」「簡単にもうかる」とのことだった。その後、事業者から電話があり「すぐに元は取れる」と言われ、消費者金融でお金を借りて30万円を支払い、契約書を交わさず契約した。言われたとおりに勧誘を行ったが、お金を稼ぐことができない。解約をしたいが、海外事業者のようで連絡先が分からない。(20歳代 男性)



〈アドバイス〉

このケースでは、相談者に、事業者のホームページに記載されているキャンセル規定の情報を提供し、会員ページから退会申請・返金の手続きをするよう助言しました。後日、相談者から手数料を差し引かれて返金をされたと報告がありました。

契約相手が海外の事業者の場合には、「事業者が法律によるクーリング・オフ期間を守らず、キャンセル申し出期間を短く設定している」「日本語の対応窓口や国内の問い合わせ窓口がないため、交渉等が困難である」といったトラブルが生じています。海外の事業者と契約をする際には、問い合わせ窓口の有無や、日本語対応しているか等を事前に確認しましょう。

違法性の疑いがある取引には絶対に関わらないようにしましょう。

刑法は、法令で認められている場合を除き、賭博を禁じています。オンラインカジノは刑法の賭博罪に該当するおそれがあります。先輩から「必ずもうかる」「みんなやっているから大丈夫」と誘われても、きっぱり断りましょう。

内容等がわからない契約をするのはやめましょう。

契約内容や事業者の連絡先をよく確認せず契約をすると、後からトラブルにつながる可能性があります。必ず事前に契約書面を受け取り、契約内容、事業者の連絡先等を確認しましょう。

お困りの際は、すぐに消費者ホットライン（☎188）にご相談ください。

契約をした場合でも、解約ができる場合があります。一人で悩まず、すぐに相談しましょう。

生活情報ファイル

自転車の思わぬ事故に注意！

4月から通勤や通学などで、自転車に乗り始めた方も多いのではないのでしょうか。手軽で便利な自転車ですが、誤った使い方をすると大きな事故につながることもありますのでご注意ください。



消費者庁イラスト集より

乗車前に、車輪やハンドルのがたつき、ブレーキの不具合がないか確認しましょう。
異常を感じた場合にはそのまま乗車せず、すぐに販売店などで点検を受けてください。

ハンドルに買い物袋や傘などをぶら下げたまま乗らないようにしましょう。
ぶら下げた買い物袋や傘が車輪に巻き込まれて、転倒するおそれがあります。また、「ながらスマホ」は重大事故につながるので絶対にやめましょう。

試してみよう、消費者力！第2回（令和3年度）

Q 18歳の高校生が行った契約のうち、取り消すことができるものを選びなさい。

1. もらったお年玉で3日前に5千円のランニングシューズを購入した。
2. 10日前に親の承諾を得て脱毛エステを契約した。
3. 学生証を21歳と偽造して、10日前に20万円のバイクを購入した。
4. 2週間前に親に内緒でお試しダイエットサプリを購入したら、実は合計5万円の定期購入が条件だった。

【第17回消費者力検定（令和2年度実施）応用コースから】

くらしのまめちしき

18歳から大人！2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます

民法改正により、2022年4月1日に18歳、19歳に達している方はその日から新成人となります。成年に達すると、親の同意を得なくても、多くのことができるようになります。例えば、「携帯電話を購入する」「クレジットカードをつくる」など、様々な契約ができます。



成年年齢の引き下げで変わること・変わらないこと

18歳（成年）になったらできること	20歳にならないとできないこと
<ul style="list-style-type: none">・親の同意がなくても契約ができる（携帯電話の購入、ひとり暮らしのアパートを借りる、ローンを組むなど）・10年有効のパスポートの取得 など	<ul style="list-style-type: none">・飲酒をする・喫煙をする・競馬、競輪、競艇、オートレースの投票券等を買う・大型、中型自動車運転免許の取得 など

成年に達して一人で契約する際に注意することは？

- ・成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになります。一方で、契約の知識や社会経験が少ないため、消費者トラブルに遭いやすくなるので注意が必要です。
- ・未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。しかし、成年年齢が引き下げられると、18歳からこの「未成年者取消権」は行使できなくなります。

詳しくは消費者庁特設サイト「18歳から大人」をご覧ください。

消費者庁では特設サイトにて、成年年齢引下げや若者の消費者トラブル防止に関する情報を掲載しています。[消費者庁 18歳から大人](#)でご検索ください。

「試してみよう、消費者力！第2回解答と解説⇒（正解—4）

1は小遣いなど処分を許された範囲内での契約であり、2は親の同意を得て契約しているため取り消すことができない。また、3は学生証を偽造して積極的にうそをついて契約しているため取り消すことができない。4は未成年者が親権者の同意を得ないで契約し、小遣いの範囲を超えるので取り消すことができる。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変わっていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。